

## 居宅介護支援重要事項説明書

< \_\_\_\_\_ 年 月 日 現在 >

### 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03—5677—5075（月～土 午前9時～午後6時）

\* ご不明な点は、なんでもお気軽にお尋ねください。

### 2. (名称) ライフレッシュケア・江東の概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ライフレッシュケア・江東
所在地	東京都江東区千田 6番1号
緊急連絡先	03-5677-5075
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都1372301158号)
サービスを提供する地域 *	江東区、墨田区、江戸川区、中央区、港区

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	主任介護支援専門員	1名(1)		総括など	1名(1)
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名(1)	1名(1)	ケアプラン作成	2名(1)
介護支援専門員	介護支援専門員	2名(1)	1名(0)	ケアプラン作成	3名(1)

( )内は男性再掲

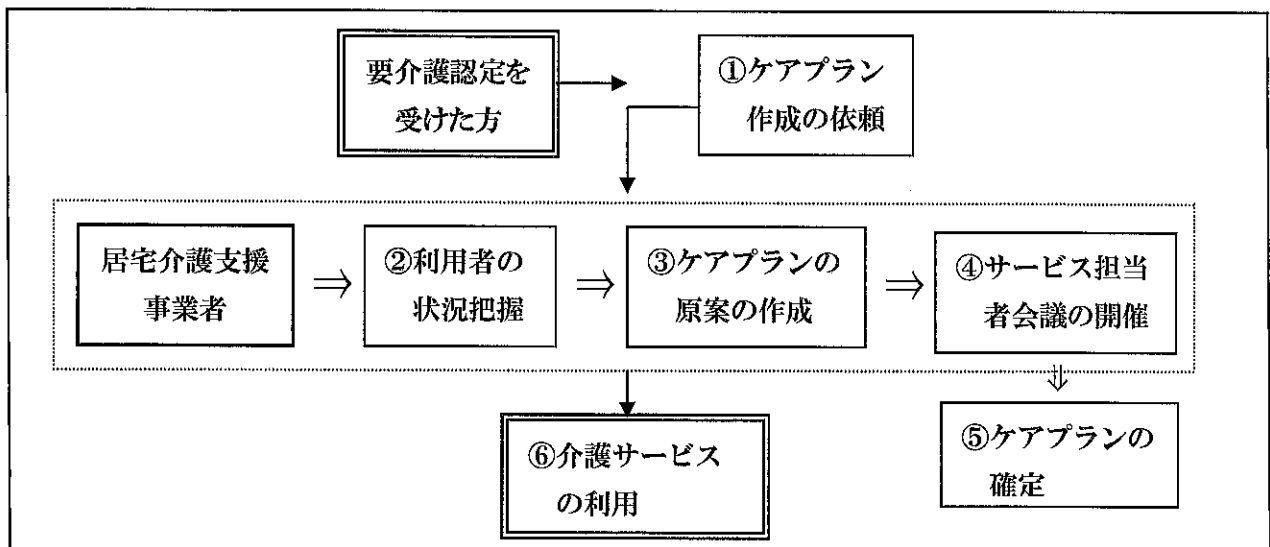
#### (3) 営業時間

月～土曜日	午前9時～午後6時
-------	-----------

\* 日・祝祭日、12/30～1/3は休業日となります。

**\* 緊急時の連絡電話 — — (24時間受付可能)**

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、別紙料金表に基づいた金額をいただき当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、お住まいの役所の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方、及び訪問先は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方、及び訪問先(病院、ご家族様宅など)は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客さまは、いつでも契約を解約することができ、一切料金はいただきません。

(4) その他

① 記録の謄写費

実費として1枚につき10円いただきます。

② 支払方法

料金が発生する場合、その都度、当社職員が集金にお伺い致します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合文書若しくは口頭でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ お客様が介護保険施設に入所した場合

・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

\*この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

① 介護支援専門員は、お客さまの心身の状況および特性を踏まえ、その置かれている環境等を考慮し、そのお客さまが可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、お客さまの立場に立って援助を行います。

② 事業の実施にあたっては、お客さまの選択に基づき、お客さまの意思および人格を尊重し、多様な事業者から適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整いたします。

③ 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めていきます。

④ 公正中立なケアマネジメントの確保のため、利用者やその家族から介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① お客さまや家族などの状況を多方面から全体的に把握し、お客さまの生活像を捉えます。
- ② 主訴を十分に聞くとともに、社会関係を含めて、介護保険の認定に基づきお客さま本位の計画を作成します。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法	—	ライフリッシュケア方式
介護支援専門員への研修の実施	○	毎月実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	×	前記4の(3)を参照してください。
記録の謄写費	○	前記4の(4)を参照してください。

7. 事故発生時の対応

- (1) 当社は、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当社は、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供にともなって賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、当社に故意過失が無い場合にはこの限りではありません。

8. 秘密保持

- (1) 当社、介護支援専門員および当社の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当社は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 当社は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族等の個人情報を用いません。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。【虐待防止に関する責任者 宮本 忍】
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、

次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 \_\_\_\_\_ 電話 03-5677-5075

(2) その他

① 当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 江東区 担当 介護保険課 在宅支援係

電話03-3647-4319（介護サービス利用相談）

② 東京都国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

12. 当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

13. 当社の概要

名称 有限会社 ライフレッシュ  
 代表者役職・氏名 代表取締役 宮崎 貴徳  
 所在地・電話番号 東京都江東区千田 6番17号 電話03-5677-5075

14. 第三者評価実施状況の有無

なし

定款の目的に定めた事業

1. 高齢者及び心身障害者等の訪問介護事業の受託
2. 介護保険法による指定居宅介護支援事業
3. 介護保険法による次の居宅サービス事業を行う
  - (1) 訪問介護、介護予防訪問介護
  - (2) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
  - (3) 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
  - (4) 通所介護、介護予防通所介護
4. 居宅介護福祉用具の販売
5. 前各号に附帯する一切の業務

事業所

居宅介護支援	1カ所		
訪問介護	1カ所	介護予防型訪問	1カ所
福祉用具貸与	1カ所	介護予防福祉用具貸与	1カ所
特定福祉用具販売	1カ所	特定介護予防福祉用具販売	1カ所
地域密着型通所介護	2カ所	介護予防型通所	2カ所

料 金 表

※ 居宅介護支援費

居宅介護支援費 I-i-a(取扱件数 40 件未満の部分)	要介護	1・2	月 12,380円
居宅介護支援費 I-i-b(取扱件数 40 件未満の部分)	要介護	3・4・5	月 16,085円
居宅介護支援費 I-ii-a(取扱件数 40 件以上 60 件未満の部分)	要介護	1・2	月 6,201円
居宅介護支援費 I-ii-b(取扱件数 40 件以上 60 件未満の部分)	要介護	3・4・5	月 8,025円
居宅介護支援費 I-iii-a(取扱件数 40 件以上の場合は、60 件以上の部分)	要介護	1・2	月 3,716円
居宅介護支援費 I-iii-b(取扱件数 40 件以上の場合は、60 件以上の部分)	要介護	3・4・5	月 4,810円

※ 特定事業所加算(Ⅰ)	5,757円/月
※ 特定事業所加算(Ⅱ)	4,639円/月
※ 特定事業所加算(Ⅲ)	3,522円/月
※ 特定事業所加算(A)	1,140円/月
※ 初回加算	3,420円

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合  
 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合  
 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場

※ターミナルケアマネジメント加算	4,560円/1回(1ヶ月に1回を限度)
※緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280円/1回(1ヶ月に2回を限度)

病院等の医師看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行って、必要に応じて居宅サービス等の利用調整をおこなった場合

※入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,850円/月(利用者1人につき1回を限度)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,280円/月(利用者1人につき1回を限度)

入院時情報連携加算(Ⅰ)  
 介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して、入院した日のうちに利用者に関する必要な情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(Ⅱ)  
 介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して、入院した日の翌日又は翌々日に利用者に関する必要な情報提供を行った場合

※退院・退所加算(Ⅰ)イ	5,130円1回(入院又は入所期間中につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,840円1回(入院又は入所期間中につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,840円1回(入院又は入所期間中につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,550円1回(入院又は入所期間中につき1回を限度)
退院・退所加算(Ⅲ)	10,260円1回(入院又は入所期間中につき1回を限度)

退院・退所加算(Ⅰ)イ  
 退院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合。

退院・退所加算(Ⅰ)ロ  
 退院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合。

退院・退所加算(Ⅱ)イ  
 退院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合。

退院・退所加算(Ⅱ)ロ  
 退院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスにより受けている場合。

退院・退所加算(Ⅲ)  
 退院又は退所に当たって、病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスにより受けている場合。

(注)初回加算を算定する場合は、算定できない。

※通院時情報連携加算

570円(1ヶ月に1回を限度)

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画へ記録した場合。

※特定事業所医療介護連携加算

1,425円/月

- ・前々年度から前年度において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計が35回以上。
- ・前々年度から前年度においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定。
- ・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している。

別紙

①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、福祉用具貸与の各サービス

訪問介護	38.6%
通所介護（地域通所含む）	58.5%
福祉用具貸与	69.4%

②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護		75.7%		4.8%		2.6%
通所介護（地域通所含む）		48.8%		8.9%		6.3%
福祉用具貸与		77.1%		5.3%		2.9%